

2023年度 入学試験解答用紙〔社会〕(35分)

第1回 2月1日実施 吉祥女子中学校

1
問10, 13
各1点×2
問1~9,
11, 12,
14
各2点×12

問1	問2	問3	問4
ア	エ	ウ	オ
問5	問6		
木	簡	ア	
問7		問8	
勘合		堺	
問9	問10	問11	問12
ウ	エ	イ	イ
問13	問14		
エ	ア		

26

2
問1, 8,
10, 14
各1点×4
問2~7,
9,
11~13,
15
各2点×11

問1	問2	問3
ウ	国土地理院	イ
問4	問5	問6
田沢	湖	エ
ア		
問7	問8	
イ	ア	カ
問8は完答		
問9		
養殖漁業は稚魚を いけすで育てて水揚げするが ----- 栽培漁業は稚魚を 川や海などに放流して水揚げする。		
問10	問11	問12
イ	ウ	集積回路

【解答例】

問13	問14	問15
オ	エ	イ

26

3
問1, 5
各1点×2
問2~4,
6~9,
各2点×8

問1	問2	問3
ア	ウ	イ
問4		
持 続 可 能 な 開 発		
問5		
エ		
問6 (1)		
第11条の変更です。なぜなら、第4条の2にある		

日割りの計算が第9条にも適用されるからです。【解答例】		
問6 (2)	問7	問8
ア	エ	知 る 権 利
問9		
ウ		

18

受験番号	氏名
	模範解答

得点
70

〔記述式解答の採点について〕

第1回

2 問9

【模範解答例】

(養殖漁業は稚魚を) いけすで育てて水揚げするが、
(栽培漁業は稚魚を) 川や海などに放流して水揚げする。(2点)

【採点のポイント】

- ①養殖業は、いけすなど人工的な環境で育てることを指摘しているか。(1点)
②栽培漁業は、川や海などに放流し自然環境で育てることを指摘しているか。(1点)
⇒①は、海面に設置されるいけすの他、陸上の「養殖池」や「水槽」で育てる場合もあり、そのような表現でも可としました。また、「網などで囲って育てる」などの表現でも部分点を与えています。②は、「放流」という言葉があれば可としました。また、自然の環境に戻して育てるというニュアンスがあれば、部分点を与えています。

【部分点を与えた解答例】

(養殖漁業は稚魚を) そのまま育てて水揚げするが、
(栽培漁業は稚魚を) 自然に戻して育てて水揚げする。(1点)

⇒この答案を書いた受験生は、養殖漁業と栽培漁業の違いを何となく理解していると思われませんが、表現力の不足を感じます。まず、養殖漁業についての「そのまま育てて」という表現は、わかりにくく不正確です。例えば、稚魚を陸上の水槽で育てた後、海面のいけすで成魚まで育てる場合もあります。一方、栽培漁業についての「自然に戻して育てて」という表現には部分点を与えました。「自然に戻して」という表現が、「放流」とほぼ同義であると解釈したためです。

【得点を与えなかった解答例】

(養殖漁業は稚魚を) 人がえさを与えて育てて水揚げするが、
(栽培漁業は稚魚を) 自然のえさを与えて育てて水揚げする。(0点)

⇒この答案からは、養殖漁業と栽培漁業の違いを理解していないことがわかります。両者の違いはえさの問題ではなく、人工的な環境と自然の環境のどちらで育てるかの違いです。養殖漁業でも人の手でえさを与えない場合がありますし、栽培漁業では「えさを与える」という表現に誤りがあります。

〔記述式解答の採点について〕

第1回

3 問6(1)

【模範解答例】

(第) 11 (条の変更です。なぜなら、) 第4条の2にある日割りの計算が第9条にも適用されるからです。(2点)

【採点のポイント】

- ①どの条文が、調査研究広報滞在費(かつての文書通信交通滞在費)を日割りの計算で支給する根拠となるのかを読み取れているか。(1点)
②条文の変更が、なぜ日割りの計算で支給する根拠になるのかを説明できているか。(1点)
⇒①の点は、「第11条」の変更であることを読み取ることができていれば得点となります。②の点については、第11条にあった「(第4条の2を除く。)」という記述が削除されたことで、第9条の調査研究広報滞在費に対しても、第4条の2に記載されている「その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する」という規定が適用されることになる、ということを説明できていれば得点となります。

【部分点を与えた解答例】

(第) 11 (条の変更です。なぜなら、) 4条の2を除くと書いてあったものがなくなったからです。(1点)

⇒①の点を満たしていますが、②については、条文がどのように変更されたのかを説明しているに過ぎず、「変更された部分によって、なぜ満額もらうことがなくなったと言えるのか説明してください」という先生からの問いかけに対する答えとしては不十分なものになってしまっています。第11条から「第4条の2を除く」という条文がなくなったことがどのような意味を持つのかを説明する必要があります。

【得点を与えなかった解答例】

(第) 4 (条の変更です。なぜなら、) 「その月の現日数から」ということから「働いた日数」によって決まるとわかるからです。(0点)

⇒①の点について、第4条は改正前後で変更がないので誤りです。②については、日割りの計算になることが示されている条文は指摘できていますが、「条文の変更された部分によって、なぜ満額もらうことがなくなったと言えるのか説明してください」という先生の問いかけに対して答えられていないので得点にはなりません。